

## 喜多方市要介護・要支援認定関係資料の開示及び外部提供に関する要綱

制定 平成24年12月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき行う要介護認定・要支援認定の関係資料（以下「認定関係資料」という。）について、被保険者本人等への開示（以下「開示」という。）及び介護（介護予防）サービスの有効かつ適切な提供に資するための事業者等への情報提供（以下「提供」という。）を行う場合の取り扱いについて定めるものとする。

(開示及び提供の対象者)

第2条 認定関係資料の開示は、要介護認定・要支援認定を申請した被保険者本人のほか、次に掲げる者に対して行うことができるものとする。

- (1) 被保険者本人の配偶者又は3親等以内の血族及び姻族で、認定関係資料の開示に関して被保険者本人から委任を受けた者
- (2) 被保険者本人の成年後見人（民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号) 附則（以下「民法改正法附則」という。）第3条第1項の規定により成年後見人とみなされた者を含む。）
- (3) 被保険者本人の保佐人（民法改正法附則第3条第2項の規定により保佐人とみなされた者を含む。）又は補助人であって認定関係資料の開示に関して代理権が付与された者
- (4) 被保険者本人の任意後見人であって認定関係資料の開示に関して代理権が付与された者
- (5) 被保険者本人から認定関係資料の開示に関して委任を受けた弁護士
- (6) その他市長が特別な理由があると認める者

2 認定関係資料の提供は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業者、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者、特定施設入所者生活介護事業者（地域密着型を含む。）又は小規模多機能型居宅介護事業者が、当該被保険者の介護（介護予防）サービス計画の作成をする場合（認定関係資料の提供について、本人の同意を得ている場合に限る。）
- (2) 主治医が主治医意見書作成にあたり、前回の主治医意見書を参考とする場合（主治医意見書の写しの提供について、作成した医師の同意、了解を得た場合に限る。）

(開示情報等の第三者への漏洩等の禁止)

第3条 前条に定める者（被保険者本人を除く。）は、この要綱の定めるところにより開示又は提供を受けた認定関係資料の情報について、第三者へ漏らし、又は目的以外に使用してはならない。

（開示及び提供する資料の範囲）

第4条 開示する認定関係資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定調査票（特記事項含む。）
- (2) 介護認定審査会資料
- (3) 主治医意見書（作成した主治医の同意がない場合は除く。）
- (4) 要介護認定・要支援認定判定結果（被保険者本人に係る部分に限る。）

2 提供する認定関係資料は、次に掲げるもので、外部への提供について被保険者本人の同意があるものに限るものとする。

- (1) 認定調査票（特記事項含む。）
- (2) 介護認定審査会資料
- (3) 主治医意見書（作成した主治医の同意がない場合は除く。）
- (4) 要介護認定・要支援認定判定結果（被保険者本人に係る部分に限る。）

（開示及び提供の手続き）

第5条 認定関係資料の開示を申出る者は、第2条第1項の規定に該当する者であることを確認できる書類を添付した要介護認定・要支援認定資料開示申出書（様式第1号）を高齢福祉課又は各総合支所住民課へ提出するものとする。

2 認定関係資料の提供を依頼する場合において、第2条第2項第1号の規定に該当するときは、要介護認定・要支援認定資料提供依頼書（様式第2号）を、同項第2号の規定に該当するときは、要介護認定・要支援認定資料提供依頼書（様式第2-2号）を高齢福祉課又は各総合支所住民課へ提出するものとする。

（開示及び提供の決定）

第6条 市長は、認定関係資料の開示請求のあったものについて、必要な調査を行い、開示の可否を決定し、要介護認定・要支援認定資料（不）開示決定通知書（様式第3号）を交付する。なお、不開示の決定をした場合は、その理由を付するものとする。

2 市長は、認定関係資料の提供請求のあったものについて、必要な調査を行い、提供の可否を決定し、第2条第2項第1号の規定に該当するときは要介護認定・要支援認定資料（不）提供決定通知書（様式第4号）を、同第2号の規定に該当するときは、要介護認定・要支援認定資料（不）提供決定通知書（様式第4-2号）を交付する。なお、提供しないことと決定した場合は、その理由を付するものとする。

（開示及び提供の方法）

第7条 認定関係資料の開示及び提供の方法は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 閲覧

ア 閲覧場所 喜多方市福祉事務所

イ 閲覧時間 開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで  
ウ その他 高齢福祉課職員が立ち会う。

(2) 写しの交付

ア 交付場所 高齢福祉課又は郵送  
イ 交付部数 １部  
ウ 費用の徴収 なし  
エ 郵送方法 郵送費は申請者の負担とする。

附 則

この要綱は、平成２５年１月４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。